

居宅介護支援センター南海 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な居宅介護支援を提供することにより、要介護状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならないこと等を踏まえ、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）等につき十分に説明を行い同意を得るものとします。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者

法人名	社会福祉法人樹園
法人所在地	秋田県男鹿市船川港女川字鵜ノ崎130番地1
法人連絡先	電話番号 0185-27-2201
	FAX番号 0185-27-2202
法人代表者	理事長 坂本 秀岳

3. 事業者の内容

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及び提供地域

事業所名	居宅介護支援センター南海
所在地	秋田県男鹿市船川港女川字鵜ノ崎130番地1
介護保険事業所番号	居宅介護支援 0570605253
サービス提供地域	男鹿市、潟上市、秋田市(以外の場合は相談可)

(2) 事業所の従業者体制

管理者兼介護支援専門員（常勤兼務・1名）	
業務内容	管理者 : 事業所の管理・運営全般 介護支援専門員 : 居宅介護支援に関する業務

(3) 窓口開設時間

平日(月曜日から金曜日)及び第1、第3土曜日	午前8:30～午後5:30
休業日	第2、第4、第5土曜日・日曜日・祝祭日 お盆(8/13～8/16)・年末年始(12/30～1/3) (電話相談は24時間年中無休)

ご利用方法	<u>0185-27-2201 (休業日・夜間)</u> <u>0185-22-3055 (平日)</u>
-------	--

4. サービスの内容

- ① 居宅サービス計画の作成
- ② 居宅サービス事業者との連絡・調整
- ③ サービス実施状況の評価
- ④ 利用者状態の把握
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要介護認定申請に対する協力・援助
- ⑦ 相談業務

5. サービス利用割合等 説明書

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙1のとおりとします。

6. 利用料金

別紙2 利用料金表のとおりとします。

(1) 交通費

介護支援専門員がご利用者の自宅を訪問させて頂く時の交通費は事業所が負担いたします。(ご利用者にご負担頂くことはありません)

(2) 解約料

ご利用者は、いつでも契約を解約することができ、これに伴う解約料の発生はございません。

7. 緊急時の対応

サービス提供時にご利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

利用者本人が居宅サービス提供時に事故が発生した場合には、当該事業所、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録を行うものとします。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

1 1. 人権の擁護及び虐待の防止のための措置

事業者は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとします。

- (1) 人権の擁護、虐待防止等に関する担当者の配置及び指針の整備
- (2) 成年後見制度の利用者支援
- (3) 虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
- (4) 虐待防止委員会の定期的な開催と結果の周知

2 事業者は、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

1 2. 感染症の予防及びまん延防止の措置

事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないようにするため、次の措置を講じるものとします。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- (2) 従業者に対する研修・訓練（シミュレーション）の実施
- (3) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催と結果の周知

1 3. 業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画（BCP）を策定し、計画に従い、次の措置を講じるものとします。

- (1) 業務継続計画の策定と、定期的な計画の見直し
- (2) 従業者に対する研修・訓練（シミュレーション）の実施
- (3) 従業者への業務継続計画の周知

1 4. 苦情相談窓口

※ 事業所が提供するサービス及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについて、ご相談や苦情などがございましたら、事業所の窓口までご遠慮なくお申し出ください。

ご利用相談室	窓口担当者：千葉 恵理子（管理者兼介護支援専門員） 解決責任者：千葉 恵理子（管理者兼介護支援専門員）
第三者委員	高根幾久子 佐藤 竜 高橋かをる 海道由也子 三浦賢翁
ご利用時間	平日（月曜日から金曜日）及び第1、第3土曜日 午前8：30～午後5：30
休業日	第2、第4、第5土曜日・日曜日・祝祭日 お盆（8/13～8/16）年末年始（12/30～1/3）
ご利用方法	<u>0185-27-2201（休業日・夜間）</u> <u>0185-22-3055（平日）</u>

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

男鹿市役所 介護サービス課
秋田県男鹿市船川港船川字泉台 6 6 - 1
電話番号： 0 1 8 5 - 2 4 - 9 1 1 9
受付時間： 午前 9 : 0 0 ~ 午後 5 : 0 0
(土・日・祝日・年末年始は休業)

潟上市役所 長寿社会課
秋田県潟上市天王字棒沼台 2 2 6 - 1
電話番号： 0 1 8 - 8 5 3 - 5 3 2 3
受付時間： 午前 9 : 0 0 ~ 午後 5 : 0 0
(土・日・祝日・年末年始は休業)

秋田市役所 介護・高齢福祉課
秋田県秋田市山王 1 丁目 1 - 1
電話番号： 0 1 8 - 8 6 6 - 2 0 6 9
受付時間： 午前 9 : 0 0 ~ 午後 5 : 0 0
(土・日・祝日・年末年始は休業)

秋田県国民健康保険団体連合会
秋田県秋田市山王 4 丁目 2 - 3
電話番号： 0 1 8 - 8 8 3 - 1 5 5 0
受付時間： 午前 9 : 0 0 ~ 午後 5 : 0 0
(土・日・祝日・年末年始は休業)

1 5. 損害賠償について

事業所は、サービスの提供にともなって、事業所の責任によりご利用者様に生じた損害については、事業所は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

1 6. ご利用者へのお願い

介護保険被保険証(介護保険証)の交付を受けた場合や、介護支援専門員から求められた場合は速やかに提示するようお願いいたします。

契約書及び本重要事項説明書、個人情報の使用に係る同意書、その他当事業所が交付した書類は大切に保管してください。

別紙2 利用料金表

(1) 基本料金

要介護を受けた方は、介護保険から全額給付されているため、自己負担はありません。

※ 利用者の保険料滞納のため、法定代理受領ができなくなった場合、要介護度に応じて下記の金額（1 か月当り）をいただき、「サービス提供証明書」を発行いたします。後日、市区町村の窓口に提出することで、全額払い戻しを受けられます。

居宅介護支援費	要介護1又は2	1,086単位/月
	要介護3、4又は5	1,411単位/月
(運営基準減算の場合 ×50/100もしくは算定しない)		

(2) 加算料金等

初回加算	300単位/回
入院時情報連携加算（Ⅰ）	250単位/月
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200単位/月
退院・退所加算（厚生労働大臣が定める基準による算定）	450～900単位/回
複合型サービス事業所連携加算	300単位/回
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位/回
ターミナルケアマネジメント加算	400単位/月
通院時情報連携加算	50単位/月
特定事業所加算（Ⅰ）	519単位/月
特定事業所加算（Ⅱ）	421単位/月
特定事業所加算（Ⅲ）	323単位/月
特定事業所加算（A）	114単位/月
特定事業所医療介護連携加算	125単位/月
介護職員等処遇改善加算	加算率：居宅介護支援費（基本報酬）の2.1%
* ただし、加算については基準に適合する場合のみ算定します。	